

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

○福島県監査委員
監査公表

福島県監査委員

監査公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定により実施した監査について、別紙のとおり、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を決定したので、同項の規定によりこれを公表する。

令和8年8月28日

福島県監査委員 佐藤政隆
福島県監査委員 大場秀樹
福島県監査委員 渡辺仁
福島県監査委員 阿部寿子

（別紙）

監査の結果に関する報告

- 1 監査の基準
本件監査は、福島県監査委員監査基準（令和2年福島県監査委員監査公表第10号）に基づき実施した。
- 2 監査の種類
財務監査
- 3 監査の対象及び実施内容並びに監査の着眼点
 - (1) 定期監査
 - ア 監査の対象及び実施内容
 - (7) 総務部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
東京事務所	令和6年度 令和7年度	令和8年5月29日	大場秀樹	阿部寿子	実地監査
北海道事務所	令和6年度 令和7年度	令和8年7月10日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
大阪事務所	令和6年度	令和8年7月16日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査

	令和7年度 令和6年度 令和7年度				
名古屋事務所		令和8年7月17日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査

(4) 保健福祉部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
県中児童相談所	令和6年度 令和7年度	令和8年5月22日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
中央児童相談所	令和6年度 令和7年度	令和8年6月8日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
県北保健福祉事務所	令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査
浜児童相談所	令和6年度 令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

(5) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
水産事務所	令和6年度 令和7年度	令和8年6月17日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査

(6) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
本宮高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年6月16日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
郡山萌世高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年6月16日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
勿来工業高等学校	令和6年度 令和7年度	令和8年7月13日	大場秀樹	渡辺 仁	実地監査
いわき教育事務所	令和6年度 令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
磐城農業高等学校	令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

(7) 公安委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
郡山警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年5月22日	佐藤政隆	渡辺 仁	実地監査
いわき中央警察署	令和6年度 令和7年度	令和8年6月17日	佐藤政隆	阿部寿子	実地監査

イ 監査の着眼点

- (7) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (4) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (5) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (1) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (4) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

(2) 随時監査

ア 監査の対象及び実施内容

(7) 農林水産部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法

水産資源研究所	令和7年度	令和8年7月24日	大場秀樹	渡辺 仁	書面監査
監査対象事項 1 令和7年度支出事務にかかる支払の状況 2 上記事務に係る事務執行体制等					

(4) 教育委員会

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
磐城高等学校	令和7年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査
監査対象事項 1 個人情報を含む公文書の紛失に係る発生経緯及び対応状況 2 上記文書管理に係る事務執行体制等					

イ 監査の着眼点

(7) 農林水産部

- a 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- b 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- c 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)

(4) 教育委員会

事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)

(3) 技術監査

ア 監査の対象及び実施内容

(7) 土木部

対象機関	対象年度	実施年月日	担当監査委員		実施方法
会津若松建設事務所	令和8年度	令和8年7月14日	佐藤政隆	阿部寿子	書面監査

イ 監査の着眼点

工事の執行に関し、計画、設計、積算が妥当であるか、工事の施工が正確かつ適法に執行されているか。

4 監査の結果

指摘事項等

監査した結果、以下に記載する対象機関については、指摘事項及び指導事項計6件については是正又は改善を求めた。

その他の機関については、重要な点において前記3の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね適正に執行されたものと認められた。

(1) 定期監査

ア 総務部

指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
東京事務所	・出張中に公用ＩＣカード乗車券１枚を亡失し、再発行している。

イ 保健福祉部

なし

ウ 農林水産部

なし

エ 教育委員会

指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
本宮高等学校	・令和4年度（令和3年度試験実施分）から令和6年度（令和5年度試験実施分）までの福島県高等学校入学者選抜試験の関係書類について、5年間保管すべきところ、令和8年3月に誤廃棄している。
いわき教育事務所	・会議に係る委員1名分の報償費及び委員4名分の旅費について、3か月以上経過して支払っている。
勿来工業高等学校	・令和7年3月の職員の旅費20件について、令和7年5月に過年度支出している。また、令和7年4月から同年10月までの間の職員の旅費135件について、旅行終了後3か月以上遅延して支払っている。

オ 公安委員会

なし

(2) 随時監査

ア 農林水産部

指摘事項

対 象 機 関	是 正 ・ 改 善 を 求 め た 事 項																														
水産資源研究所	・ 内部統制が機能しておらず、委託料等の支出事務に著しく適正を欠いているものがある。 （事実の概要） 組織内の情報共有や進捗管理が不十分であり、チェック体制が機能しておらず、令和7年度の施設等管理委託業務委託料等の支出事務41件について、期日内に支払うべきところ、支払遅延（うち3か月以上の遅延は13件）が発生しており、そのうち37件で遅延利息が生じている。 <table><thead><tr><th></th><th>遅延件数</th><th>合計金額</th><th>遅延利息発生件数</th><th>遅延利息</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託料</td><td>7件</td><td>14,805,670円</td><td>5件</td><td>47,800円</td></tr><tr><td>需用費</td><td>31件</td><td>10,349,006円</td><td>31件</td><td>39,764円</td></tr><tr><td>役務費</td><td>1件</td><td>20,064円</td><td>1件</td><td>159円</td></tr><tr><td>使用料及び賃借料</td><td>2件</td><td>29,380円</td><td>0件</td><td>0円</td></tr><tr><td>計</td><td>41件</td><td>25,204,120円</td><td>37件</td><td>87,723円</td></tr></tbody></table> （是正又は改善の意見） 委託料等の支出に当たっては、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うとともに、組織内の進捗管理やチェック体制を強化すること。		遅延件数	合計金額	遅延利息発生件数	遅延利息	委託料	7件	14,805,670円	5件	47,800円	需用費	31件	10,349,006円	31件	39,764円	役務費	1件	20,064円	1件	159円	使用料及び賃借料	2件	29,380円	0件	0円	計	41件	25,204,120円	37件	87,723円
	遅延件数	合計金額	遅延利息発生件数	遅延利息																											
委託料	7件	14,805,670円	5件	47,800円																											
需用費	31件	10,349,006円	31件	39,764円																											
役務費	1件	20,064円	1件	159円																											
使用料及び賃借料	2件	29,380円	0件	0円																											
計	41件	25,204,120円	37件	87,723円																											

イ 教育委員会

指導事項

対象機関	是正・改善を求めた事項
磐城高等学校	・令和5年度（令和4年度試験実施分）の福島県高等学校入学者選抜試験の関係書類について、5年間保管すべきところ、令和8年3月に紛失していることが判明した。

(3) 技術監査

土木部

なし

(監査総務課)